

## A-1 日常生活支援サービス

### A-1-(1) 援助の基本

#### A-1-(1)-① 乳幼児と愛着関係を築くように努めている。

##### 【判断基準】

- a) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制を整備している。
- b) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるように努めているが、十分ではない。
- c) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制がない。

##### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 保護者から離れた乳幼児にとって、個別の関わりを持つことができる大人の存在は、心身の成長にとって欠かせないものです。ひとりのおとなと特別な愛着関係を築くことで、乳幼児は他人と自分に対する信頼感を育てることができるのです。
- 本評価基準では上記の前提に立って、一人ひとりの乳幼児が特定のおとなと個別の関わりが持てるような体制整備についての評価を行います。

##### 評価の着眼点

- 乳幼児に対する受容的・支持的関わりを心がけることを組織として明確にしている。
- 日常保育における「養育担当制」を行っている。
- 乳児期を除いて、基本的に入所から退所まで一貫した担当制をとっている。
- 担当保育者と個別な関わりを持つことができる時間を確保している。
- 語りかけや「だっこ」「おんぶ」などの身体ふれあいを通して心の安定を図り、心地よい状態を共有できるよう努めている。
- どの乳幼児も保護者、あるいは担当保育者、精神里親等、特定のおとなと個別の関わりを持つことができる体制が整備されている。
- 被虐待経験のある乳幼児等特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、個々の状態に応じた関係づくりを行っている。

##### 【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(2) 健康管理

A-1-(2)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康管理が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、乳幼児の健康管理について日常的な医療機関との連携や、乳幼児一人ひとりに対する健康状態の把握状況等について具体的な取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 健康観察記録を行い、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。
- 人口乳や離乳食を開始した当初には、発疹などアレルギー症状の出現に注意し、異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談している。
- 嘱託医による定期健康診断では、身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等について総合的な診察を行っている。
- 乳幼児の条件や集団の構成に応じて、適宜予防接種を行っている。
- 体温測定とその評価法などの日常的な健康管理に関するマニュアルを作成している。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(2)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。

**【判断基準】**

- a) 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。
- b) 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で対応策をとっているが十分ではない。
- c) 病・虚弱児等の健康管理について、特別な対応策をとっていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 体調が急激に変化する乳幼児の場合、病・虚弱児の健康管理には特に注意を払う必要があります。日常的には、日々の健康状態の把握や、服薬その他留意すべき事項の確実な実施が不可欠であり、状態が変化した場合には速やかに対応できる体制の整備が求められます。また緊急時に限らない専門医との連携体制を確立する必要があります。
- 単にいつも注意している、というような抽象的な方法ではなく、具体的な援助・取り組みについて評価を行います。

**評価の着眼点**

- 健康観察記録を行い、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。
- 服薬管理表等により、適切な服薬管理を組織的に行っている。
- 専門医の協力のもと、乳幼児の健康状態に応じた発達支援プログラムを作成して、乳幼児の適切な発達を支援している。
- 専門医による定例的な診断を受けている。
- 異常所見がみられた場合には、速やかに主治医に相談できる連絡体制をとっている。

**【施設記入欄】**

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(2)-③ 乳幼児突然死症候群(SIDS)や窒息の予防策を講じている。

**【判断基準】**

- a) 乳幼児突然死症候群や窒息の発生を防ぐために、具体的に予防策を講じている。
- b) 乳幼児突然死症候群や窒息の発生を防ぐために、具体的に予防策を講じているが十分ではない。
- c) 乳幼児突然死症候群や窒息の発生を防ぐために、具体的に防止策を講じていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 乳幼児突然死症候群や窒息の発生には、乳幼児の養育環境に発生率を高める因子があるといわれています。
- 本評価基準では、乳幼児突然死症候群や窒息の予防について、施設における具体的な取り組みを評価します。

**評価の着眼点**

- 予防策に関するマニュアルを整備している。
- 職員が、乳幼児突然死症候群や窒息についての知識を習得する機会を設けている。
- 応急処置のスキルを高めるための取り組みを定期的に行っている。

**【施設記入欄】**

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(3) 睡眠環境等

A-1-(3)-① 乳幼児が十分な睡眠をとれるように工夫している。

【判断基準】

- a) 乳幼児が十分な睡眠をとれるよう、具体的な工夫を行っている。
- b) 乳幼児が十分な睡眠をとれるよう、具体的な工夫を行っているが十分ではない。
- c) 乳幼児が十分な睡眠をとれるような工夫を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○乳幼児にとって睡眠は、心身の発達に重要な影響を与えます。本評価基準では、安定した睡眠のための援助について、個々の乳幼児の発達・心理に配慮した具体的な職員の対応や、安全に対する取組などについて評価を行います。

○着眼点以外にも施設独自の工夫・取組があれば評価の対象となります。

評価の着眼点

- 睡眠時の状況を定時的に観察している。
- 安心して心地よい眠りにつけるように、入眠時に子守唄を歌ったり、軽くたたいている。
- さわやかな目覚めになるように、目覚めたときに目線を合わせてやさしく声をかけている。
- 安定した睡眠のために、具体的に独自の取り組みを行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(3)-② 快適な睡眠環境を整えるように工夫している。

**【判断基準】**

- a) 快適な睡眠環境を整えるよう、具体的に工夫している。
- b) 快適な睡眠環境を整えるよう、具体的に工夫しているが十分ではない。
- c) 快適な睡眠環境を整えるような工夫を行っていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 寝ている時間の長い乳幼児にとって、環境面での不備は皮膚疾患や呼吸器系の疾病など直接健康を害する原因となり、心身の発達を妨げる要因となります。
- 本評価基準では、乳幼児の快適な睡眠を確保するために、環境整備の点で行われている工夫や取り組みを評価します。
- ベッド、寝具、照明、換気、室内の温度・湿度など、訪問調査によって確認します。

**評価の着眼点**

- 湿温計を備え付け、乾燥時には加湿器、多湿期には除湿器などを使用し適温・適湿を保っている。
- 肌に触れる寝具は綿素材を用いている。
- 敷布団は硬めで薄いものを用いている。
- 静かな環境を作っている。
- 快適な睡眠環境を整えるために、具体的に独自の取り組みを行っている。

**【施設記入欄】**

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(3)-③ 気候や場面、発達に応じた適切な衣類管理を行っている。

【判断基準】

- a) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意し、状況に応じて適切に使用している。
- b) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意しているが、状況に応じた適切な使用が十分ではない。
- c) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類が十分に用意されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 衣類管理の基本は清潔であることですが、さらに気候や場面の变化、心身の発達に応じて、乳幼児が常に快適な状態でいられるような具体的な援助が必要です。
- 材質、サイズ、動きやすさ、着脱のしやすさなどに配慮した衣類が、一人ひとりの乳幼児に個別に用意されていることが必要となります。
- また一日の中でも天候や気温の変化、乳幼児の活動状況などに応じて適宜着替えを行うなど、生活場面での個別の援助が、職員全体の共通理解のもとに行われる必要があります。
- 衣類管理・援助に関する取組を、訪問調査によって具体的に確認して評価を行います。

評価の着眼点

- 衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用している。
- 乳幼児の体型を考慮し、活動を阻害せず、着脱が容易なものを使用している。
- 気候調節へ配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしている。
- 寝ている生活が主なときは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中に出ないものを選ぶなど、生活実態に適し、個々の発達に応じた衣類管理を行っている。
- 衣類は個別化し、個人別に収納している。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(3)-④ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

**【判断基準】**

- a) 快適な入浴・沐浴援助を行っている。
- b) 快適な入浴・沐浴援助を行っているが、十分ではない。
- c) 快適な入浴・沐浴援助を行っていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 適切な入浴・沐浴によって清潔を保つことは、乳幼児の健康維持の基本です。また、養育者（担当職員）とのふれあいや楽しく心地よい体験は、基本的な信頼関係を育み精神的安定・成長へとつながるものです。
- 入浴・沐浴を単に健康・清潔の視点だけで捉えるのではなく、乳幼児の心の安定・成長にも目を向けた工夫、取り組みを評価します。着眼点以外にも施設独自の取り組みがあれば、評価の対象です。
- 安全管理は前提となりますが、援助方法や設備面などで独自の取り組みがあれば評価の対象となります。

**評価の着眼点**

- 原則として入浴・沐浴を毎日している。
- 入浴・沐浴に際し、おもちゃが適度に用意してある。
- タオル・バスタオルは十分に洗濯・乾燥して常に清潔が保たれている。
- 乳幼児の年齢に適した入浴方法がとられている。
- 快適な入浴・沐浴ために、具体的に独自の取り組みを行っている。

**【施設記入欄】**

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて、適切な授乳を行っている。
- b) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて授乳を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせた授乳を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○授乳は乳幼児の成長の基本ですので、まず、発達に応じた量や時間の間隔、排気のさせ方などの基本的な援助方法が、マニュアル等によって施設内で共通理解されていることが求められます。

○その上で、一人ひとりの乳幼児の個性やその日の体調などに合わせた個別の対応、授乳中乳幼児が安心した状態でいられるような配慮などについて、具体的な工夫や取組を評価します。

評価の着眼点

- 1ヶ月以上児については自立授乳を基本にして、個々のリズムや体調に合わせて量や時間を工夫している。
- 授乳は、乳幼児を抱きながら、目を合わせ、やさしく言葉をかけている。
- 授乳後は、吐乳・溢乳等を防ぐために排気を十分に行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(4)-② 離乳食を進めるに際しては十分な配慮をしている。

**【判断基準】**

- a) 離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて十分な配慮をしている。
- b) 離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて配慮しているが十分ではない。
- c) 離乳食を進めるに際し、その意義や留意点に基づいた配慮をしていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 離乳食については、マニュアル等によって施設内で基本的な知識・離乳食の意義・具体的な援助方法などが共通理解されていることがのぞまれます。
- 本評価基準では、離乳食の基本的な留意点などに関する援助内容を具体的に評価します。

**評価の着眼点**

- ミルク以外のスープや果汁なども少しずつ経験させている。
- 個々の状態に合わせて離乳を開始し、さまざまな食べ物に慣れさせている。
- 食事をいやがったり遊び出してしまう場合にも、時間をかけてゆっくりとした気持ちで与えている。
- 噛む力を養うために、食品の種類や調理方法を工夫している。

**【施設記入欄】**

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(4)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

**【判断基準】**

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫しているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるような工夫に配慮を払っていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 食事は、乳幼児の身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの乳幼児に配慮することが大切です。
- 従来、食事は身体づくりの面が重視されてきましたが、心を育てるうえでも重要な意味を持つことをあらためて認識する必要があります。乳幼児の場合には自分で食べることが自立の第一歩ともなるため、自分で食べる意欲を育てることも大切な援助です。
- そのため、おいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりを通して精神的な安定と発達を促していく取り組みが求められます。
- 本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取り組みを評価します。

**評価の着眼点**

- 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。
- 食事の食べ方や量にばらつきがあっても全部食べることにこだわらず、美味しく楽しく食べられるように言葉をかけるなど雰囲気づくりに気を配っている。
- 乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、手に持って食べやすいものを用意したり、食器やスプーンなどに触れられるように配慮している。
- 好き嫌いをなくす工夫や偏食指導については、乳幼児に苦痛を与えるほどの無理がないようにしている。
- 乳幼児が食べやすいように、テーブル、椅子の高さを適切に調整している。
- 朝食・昼食・夕食の間隔は適正になっている。
- 乳幼児の嗜好を把握して献立に反映している。

**【施設記入欄】**

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(4)-④ 栄養管理に十分な注意が払われている。

【判断基準】

- a) 適切な栄養管理が行われている。
- b) 栄養管理を行っているが、十分ではない。
- c) 栄養管理を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○身体的発達が著しい乳幼児期に適切な栄養を摂取することは、その後の成長にもかかわる重要なファクターです。専門的知識に基づいた献立の作成、実際の摂取量の把握、アレルギーや疾病への配慮などを基本とし、一日一日の乳幼児の体調や様子に合わせた栄養管理を行うことが求められます。

評価の着眼点

- 十分なカロリーと栄養のバランスよい献立が、栄養士により準備されている。
- 乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。
- 残滓調査を行うなど栄養摂取量の把握に努め、献立に反映している。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(5) 発達段階に応じた支援

A-1-(5)-① 幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。

【判断基準】

- a) 幼児が排泄への意識を持てるように、具体的な援助方法を工夫している。
- b) 幼児が排泄への意識を持てるように、具体的な援助方法を工夫しているが十分ではない。
- c) 幼児が排泄への意識を持てるような、具体的な援助方法を工夫していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 排泄の自立は幼児の成長過程の中で重要なポイントとなります。一人ひとりの幼児の発達状況や個性に合わせて適切な排泄の援助を行うことは、幼児の自信や自分への信頼感を育てることにつながります。幼児の発達過程についての正しい知識に基づいた援助方法が求められます。
- 本評価基準では、排泄援助に関する具体的な援助方法を、マニュアルや実施記録などの確認と訪問調査によって評価します。

評価の着眼点

- おむつ交換のときに、言葉をかけながら身体をさするなどして、おむつ交換が心地よいものであることを伝えるように心がけている。
- 発達段階に応じて、排泄への興味が持てるように配慮している。
- 発達段階に応じて、おむつが濡れていないときは、便器に座らせるなどして自分から便器に座る意欲を持てるように配慮している。
- 発達段階に応じて、個々の幼児のリズムに合わせて誘導を行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(5)-② 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

**【判断基準】**

- a) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。
- b) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるような工夫を行っていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 乳幼児は遊びを通じて、好奇心を育てたり身体機能の発達を促したりし、自分の世界を広げていきます。それぞれの時期に応じた遊びについて適切な援助が行われることにより、他人との豊かな交流を経験したり社会性を育てていくことにもつながります。
- それぞれの乳幼児の発達状況や個性に配慮しながら、専門的視点からの計画や玩具の用意をするなど、具体的な援助が求められます。
- また、一部の玩具については個別化を認めるなど、家庭と異なる環境にある乳幼児に対しての細やかな配慮が行われているかどうか評価の対象となります。

**評価の着眼点**

- 玩具の色・形や音色などを選ぶように工夫している。
- 戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。
- 模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかわりができるように配慮している。
- 遊びが発達につながるよう主体的な活動を見守る体制ができている。
- 玩具の一部については個別化を認めている。

**【施設記入欄】**

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(6) 家族とのつながり

A-1-(6)-① 児童相談所等と連携し、乳幼児と家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりができています。

【判断基準】

- a) 乳幼児と家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりができています。
- b) 乳幼児と家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりが十分ではない。
- c) 相談に応じる体制づくりができていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、乳幼児と家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりについて、児童相談所との連携や家族への具体的な関わり方等を通して評価します。

評価の着眼点

- 家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
- 施設と家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
- 養育計画について、入所後も適宜、家族と確認しあう機会を設けている。
- 家庭訪問や親との面接などを通じて家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。
- 面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族からの不適切な関わりが発見に努めている。
- 乳幼児の日常生活の様子について家族に伝えている。
- 乳幼児に関係する地域、施設等の予定や情報を、家族に随時知らせている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(6)-② 保護者と子の愛着関係、養育意欲の形成を援助するように努力している。

**【判断基準】**

- a) 保護者と子の愛着関係の確立や保護者の養育意欲形成を援助するように努力している。
- b) 保護者と子の愛着関係の確立や保護者の養育意欲形成を援助するように努力しているが、十分ではない。
- c) 保護者と子の愛着関係の確立や保護者の養育意欲形成の援助を行っていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 本評価基準では、乳幼児と保護者の関係づくりや保護者の養育意欲形成のために、施設が行う面会や外出、一時帰省等の具体的な取り組みを評価します。
- 取り組みには、家族等との交流の乏しい乳幼児に対する配慮や、養育意欲が弱い保護者への対応、家族による乳幼児への虐待や不適切な関わりに対する留意と対応等も含まれます。個別の状況に応じて、乳幼児の最善の利益を前提にした細やかな対応が求められます。

**評価の着眼点**

- 面会、外出、一時帰宅は規程に基づいて実施している。
- 面会、一時帰宅については、児童相談所と協議して行っている。
- 親子が必要な期間一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設けている。
- 乳幼児や保護者の状況を考慮して、乳幼児にも保護者にも無理がないように面会や外泊を計画している。
- 保護者の面会が定例的になるように、さまざまな方法で呼びかけるようにしている。
- 乳幼児への愛着が芽生えるように、面会や外泊を通して保護者に養育に関わってもらっている。
- 面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族による不適切な関わりが発見に努めている。
- 被虐待児など配慮の必要な乳幼児については、ケース会議などで検討し、児童相談所と十分な協議の上で、面会、外出、一時帰宅などを行っている。

**【施設記入欄】**

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(6)-③ 乳幼児と保護者に必要な心理的支援を行っている。

**【判断基準】**

- a) 心理的なケアが必要な乳幼児に対して必要な心理的支援を行うとともに、保護者への心理的支援も行っている。
- b) 必要な心理的ケアを行っているが、十分ではない。
- c) 心理的なケアが必要な乳幼児と保護者に対して、支援を行っていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 本評価基準では、自立支援計画に基づく心理的支援プログラムの策定とそのプログラムによる心理的支援の実施状況等について、評価します。
- 取り組みには、施設で生活する乳幼児への心理的ケアだけでなく、親子関係の構築、家族との再統合・家庭復帰を視野に入れた、親への心理的支援も含まれます。

**評価の着眼点**

- 心理的な支援を必要とする乳幼児について、親への支援も視野に入れた自立支援計画に基づきその解決に向けた心理支援プログラムが策定されている。
- 心理支援プログラムにおいて個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。
- 心理職をおき、乳幼児にも親にも心理的な援助が行える体勢ができている。
- 必要に応じて外部の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- 心理的なケアが必要な乳幼児や親への対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。

**【施設記入欄】**

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

## A-2 利用者の尊重

### A-2-(1) 乳幼児の権利擁護

#### A-2-(1)-① 体罰が行われないよう徹底されている。

##### 【判断基準】

- a) 体罰を行わないよう徹底するための取り組みを行っており、かつその内容が総合的である。
- b) 体罰を行わないよう徹底するための取り組みを行っている。
- c) 体罰を行わないよう徹底するための取り組みが十分ではない。

##### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 乳児院における援助では、いかなる場合においても体罰は許されるものではありません。
- 本評価基準では、施設における体罰を行わないための取り組みについて評価します。
- 職員研修等を通じて体罰を行わないことへの意識を高めることのほか、日頃から体罰の起こりやすい状況や場面について検証するとともに、体罰を必要としない援助技術の習得を図る等の取り組みが求められます。
- また、体罰があった場合を想定して、その原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うしくみを整備することも必要となります。

##### 評価の着眼点

- 「就業規則」等の規程に体罰の禁止を明記している。
- 職員に対して、具体的な例を示して体罰を禁止している。
- 体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰を伴わない的確な援助技術を習得できるようにしている。
- 体罰の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰を取り上げ、行われていないことを確認している。
- 体罰があった場合を想定して、施設長が職員にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認を行う仕組みが作られている。
- 体罰があった場合には「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うしくみがつくられている。
- 職員による体罰の禁止について、保護者に表明している。
- 体罰防止のために、具体的に独自の取り組みを行っている。

##### 【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(1)-② 乳幼児に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 体罰はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待等の不適切な関わりも絶対に許されるものではありません。
- 乳児院においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切な関わりの防止について対策を講じておかなければなりません。
- 本評価基準では、施設における不適切な関わりの防止・早期発見に向けた具体的な取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、保護者に表明している。
- 不適切な関わりに対応できるように、チェックシートを用いるなどして乳幼児からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 不適切な関わりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
- 不適切な関わりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。
- 不適切な関わりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
- 不適切な関わりの防止の視点から、密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っている。
- 不適切な関わりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告している。
- 不適切な関わりがあった場合を想定して、施設長が職員にその原因や方法・程度等、事実確認をする仕組みが作られている。
- 不適切な関わりがあった場合には「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うようなしくみがつくられている。
- 乳幼児の健全な発達を妨げるような職員の不適切な関わり防止について、具体的に独自の取り組みを行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	